

JACIC NET

申し込みの手引き

2021年1月改訂版

一般財団法人日本建設情報総合センター

	頁
JACIC NET について	1
JACIC NET 掲載内容	2
JACIC NET ご利用の手続き	3
JACIC NET の利用料金及びお支払い方法等	3
利用申込書等 記入要領	4
業界コード一覧表	5
記入例	6
JACIC NET 会員規約	8

JACIC NET 利用申込書
 預金口座振替依頼書

JACIC NET について

JACIC NET は、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC（ジャシック）」といいます。）がインターネットで提供する建設情報提供サービスです。

建設分野における行政のニュースから発注情報・指名停止情報・人事情報、資材・市況、統計調査、JACIC で開催するセミナー動画など、建設業界の価値ある情報を会員の皆様にお届けします。

インターネットをご利用の環境であれば、ID・パスワードを取得後にご利用いただけます。

お申し込みの際はこの冊子をお読み頂き、「JACIC NET 利用申込書」にご記入の上 JACIC へ送付願います。

なお、本冊子は、ご利用のパソコンからもダウンロード出来ます。

<http://www.jacicnet.jacic.or.jp/images/nettebiki.pdf>

皆様の個人情報は JACIC が責任を持って管理し、JACIC NET ユーザ ID 通知書、請求書、JACIC news、JACIC NET に関するお知らせをお送りする以外の目的には使用いたしません。

JACIC NET の利用契約手続き（申込書の記入方法等）などのご質問・ご相談は、下記までお問い合わせ下さい。

JACIC 経営企画部

E-mail : jacicnet☆jacic.or.jp / FAX : 03-3505-0414

（送信時には、上記「☆」記号を「@」記号に置き換えて下さい。）

JACIC NET 掲載内容

1. ヘッドライン

ニュース	本省ニュース	国土交通省・独立行政法人等から発表されたニュースを掲載しています。
	地方整備局ニュース	
	独立行政法人・事業団等ニュース	
	建設業ニュース	民間から寄せられた新技術の情報、JACIC賛助会員企業情報を掲載しています。(2020.10月～)
発注情報(工事)	独立行政法人・事業団・都道府県・政令市の工事に関する発注予定、入札公告、受注速報を掲載しています。(情報を提供されていない団体は、内容の掲載がありません。)	
発注情報(業務等)	独立行政法人・事業団・都道府県・政令市の業務に関する発注予定、入札公告、受注速報を掲載しています。(情報を提供されていない団体は、内容の掲載がありません。)	
指名停止情報	国土交通省・都道府県・政令市・高速道路(株)の指名停止情報を掲載しています。	
人事情報	国土交通省の人事異動速報、幹部一覧(都道府県含む)、歴代大臣・次官一覧を掲載しています。	
セミナー・講演会動画	JACICで開催したセミナー等の動画を掲載しています。	
JACIC情報 バックナンバー	JACICで発行している「JACIC情報」のバックナンバーが閲覧できます。	
優良工事等・叙勲・褒章一覧	各地方整備局から優良として表彰された企業と春・秋の叙勲・褒章受章者を掲載しています。	
資材市況・統計情報	各資材市況、統計調査結果、公共土木施設被害報告などを掲載しています。	

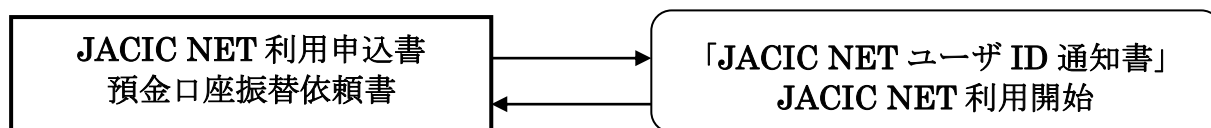
※上記掲載記事は過去記事(日付で探す・カテゴリで探す・キーワードで探す)としても閲覧できます。

2. データベース

国土交通官公庁職員案内	国土交通官公庁職員約5万人の氏名、官職、所属、異動経緯等
国土交通官公庁職員歴代	国土交通官公庁職員約5万人の歴代等
指名停止情報	国土交通省・都道府県・政令市・高速道路(株)の指名停止情報を掲載しています。(情報を提供されていない団体は、内容の掲載がありません。)

JACIC NET ご利用の手続き

1. JACIC NET の利用契約手続き



2. 推奨する利用環境

- (1) Windows7 以降が稼働するパソコン
- (2) Firefox52.0 以上、または Internet Explorer11 以上、または Edge

JACIC NET の利用料金及びお支払い方法等

1. JACIC NET の利用料金及びお支払い方法

年間利用料金（消費税含む）	お支払い方法
1 ID につき 66,000 円／年 （税抜価格 60,000 円／年） 但し、賛助会員は 39,600 円／年 （税抜価格 36,000 円／年）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月から年間利用の場合は、年度当初に請求書を送付します。 ・ 年度途中より利用の場合は、利用開始月の翌月に、開始月から当該年度 3 月までの請求書を送付します。 ・ 預金口座振替の場合は、請求書送付月の 23 日に引き落とします。なお、金融機関が休日の場合は翌営業日とします。 ・ 振込の場合は、請求書送付月の月末までにお支払い下さい。 ・ 月払い等を希望される場合はお申し付け下さい。

（注）賛助会員割引の対象 ID 数は、賛助会加入口数 1 口に対し、1 ID とします。
賛助会員のご入会についてはHPをご覧ください。

2. 預金口座振替および窓口振込取扱金融機関

本サービスのご利用料金の口座振替は、次の金融機関の預貯金口座をご指定下さい。その他の金融機関はご利用いただけません。

預金口座振替取扱金融機関	都市銀行、地方銀行、信用金庫、信託銀行、外国銀行（シティバンク・エヌ・エイ）、商工組合中央金庫、ジャパンネット銀行、セブン銀行、新生銀行、あおぞら銀行、イオン銀行、楽天銀行、住信 SBI ネット銀行、じぶん銀行、ソニー銀行、農林中央金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行、信用組合（一部を除く）、漁業協同組合（一部を除く）、農業協同組合
--------------	---

2014. 4. 1 現在

利用申込書等 記入要領

記入例を参照しご記入の上、お申込み下さい。

1. JACIC NET 利用申込書

- ① 会社（機関）名は、省略しないで記入して下さい。
- ② 利用する部署名は、部（本部）、課（室）までお書き下さい。
- ③ 業界コードは、業界コード一覧表より、業界コードを記入して下さい。
- ④ 大臣・知事－建設許可番号をお持ちの会社は記入して下さい。
- ⑤ 測量設計調査業務実績情報システム（テクリス）に登録している会社は企業IDを記入して下さい。
企業IDについてのお問い合わせ先：テクリスセンター 03-3505-0440
- ⑥ ご希望のパスワードを8桁の英数字でID毎に記入して下さい。
※11111111, 12345678 及び電話番号など第三者が容易に判別できる英数字は使用しないで下さい。
- ⑦ 請求書送付先が利用部署と異なる場合は記入して下さい。
- ⑧ **JACIC 記入欄は、記入しないで下さい。**

2. 預金口座振替依頼書

- ① 口座名義の会社名は、省略形〔(株)・(有) 等〕ではなく「株式会社」・「有限会社」等と正式にご記入下さい。また、預金者名は、取引銀行に届け出をしている事項をご記入下さい。
- ② 金融機関届出印は、取引銀行に届け出をしている印鑑を捺印して下さい。
- ③ 捨印をお願いします。
- ④ （金融機関誌要覧）は記入しないで下さい。
- ⑤ （収納企業使用欄）は記入しないで下さい。

3. 送付先

JACIC NET 利用申込書・預金口座振替依頼書は、下記まで送付願います。

〒107-6114 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビル14階
一般財団法人 日本建設情報総合センター JACIC NET 利用申込担当者宛

業界コード一覧表

業界コード	業界名
01	経団連・日経連
02	各県建設業協会
03	(建設) 弘済会
04	各種組合 (支部含む)
05	学会
08	財団法人・社団法人他
09	その他の団体
11	日建連加盟 43 社
12	土工協加盟会社
13	その他建設会社 (大臣・知事登録)
14	舗装・道路
15	設備 (電気・管・空調)
16	室内設備施工
17	その他の施工業者
18	鋼橋梁
19	P C 橋梁
21	コンクリート・セメント
22	鉄鋼・金属
23	建設資材
24	建設機材
29	その他の資材関連企業
31	コンサルタント
32	測量
33	地図
34	地質
35	設計事務所
39	その他の調査設計
41	コンピュータ
42	電機
43	農林・鉱業・食品
44	繊維・紙・化学・石油
45	ゴム・窯業・機械・輸送
46	諸工業
49	その他のメーカー

業界コード	業界名
51	コンピュータソフト
52	情報サービス
53	マスコミ
54	商業・金融・保険
55	不動産・運輸・倉庫
56	電気・ガス・電話
58	その他のサービス
59	その他の民間企業
61	私立大学
62	私立大学院
63	私立高専・高校
64	その他私立学校
65	国公立大学
66	国公立大学院
67	国公立高専・高校
68	その他国公立学校
71	国土交通省本省
72	国土交通省附属機関
73	地方整備局・技術事務所
74	工事・調査事務所
76	水資源機構
77	国土交通省関係公団
79	その他の国の機関
81	都道府県庁
82	都道府県出先
83	市町村役所・役場
84	市町村出先
85	政令指定都市役所
86	政令指定都市出先
89	その他地方公共団体
91	大学教授・助教授
92	国会議員
95	その他の個人
96	海外関係
97	広報
98	広報 (本省)

JACIC NET 利用申込書

一般財団法人 日本建設情報総合センター 殿

「JACIC NET 会員規約」に定める各条項を承諾のうえ、JACIC NET の利用を申し込みます。

※太枠内の必要項目をご記入下さい。

令和 2年 4月 1日

①	(フリガナ)	カブシキカイシャ ジャシック										
	会社(機関)名	株式会社 J A C I C										
	住所	〒 107-6114 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビル14階										
②	利用部署名	情報管理部					業 界 コ ー ド					
	(フリガナ)	ケンセツ タロウ					電 話	03-0000-1234 [内線]				
申込責任者	建設太郎 印											
	(フリガナ)	ニホン ハナコ					F A X	03-0000-1235				
	担当者	日本花子 印										
④	大臣・知事一建設許可番号(2-6桁)	0	0	-	1	2	3	4	5	6		
⑤	会社コード(8桁)	0	1	2	3	4	5	6	7			

⑥ ●ご希望のパスワードを必ず記入して下さい。(英数字8桁)

ご希望のパスワード	J	A	C	I	C	0	0	1
フリガナ	ジェイ	エイ	シー	アイ	シー	ゼロ	ゼロ	イチ

⑦ ●お支払いに関する事項 ※ご利用部署と請求書送付先部署が異なる場合は下記にご記入下さい。

お支払い方法	口座振替										
住所	〒 107-6114 東京都港区赤坂5丁目2-20 赤坂パークビル14階										
部署名	経理部					電 話	03-0000-1200				
担当者	赤坂次郎					F A X	03-0000-1201				

⑧ ※JACIC 記入欄

受付 No.		UID 数		ID	賛助会加入口数		口
受付日	令和 年 月 日	ユーザ ID	UID :				
利用開始日	平成 年 月 日	請求書 ID	MID :				
会員区分		請求区分		業界コード			
備考							

金融機関用

預金口座振替依頼書

銀行
信用金庫 御中
組合

令和 年 月 日

私は、SMBC ファイナンスサービス株式会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規程を確約のうえ依頼します。

収納代行会社 SMBC ファイナンスサービス株式会社 ※太枠内の必要項目をご記入下さい。

〇〇	銀行 信用金庫 組合	△△ 支店	金融機関コード					
			銀行コード			支店コード		
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号				1	2	3
(フリガナ)	カブシキカイシャ ジャシツク						金融機関届出印	
① 口座名義	(預金者名) 株式会社 JACIC 代表取締役 建設太郎						② 銀行届印	

振替日 毎月 23 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

一預金口座振替規程一

- 銀行(金庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預金規程または当座勘定規程にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。
- 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申し出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替について仮に紛議が生じて、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

捨印



④ (金融機関使用欄)

不備返却事由	1. 預金取引なし 2. 印鑑相違
	3. 記載事項等相違 (店名・預金種目・口座番号・口座名義)
	4. その他 ()
備考:	

証 印	印鑑照合	受付印

⑤ (収納企業使用欄)

住所	〒						Tel - -							
電話														
契約者名	(預金者名と異なる場合のみご記入下さい)													
契約者番号	委託者コード						顧客コード							
	0	9	1	8	5	0	0	0	0	0	0			
振替開始	令	和			年			月	支払分より					

(金融機関へのお願い)

この預金口座振替依頼書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印を付けて速やかに SMBC ファイナンスサービス株式会社 (東京都港区三田 3-5-27 Tel 03-5444-1533) へご返送下さい。

料金等の収納企業名	一般財団法人 日本建設情報総合センター
料金等の種類	JACIC NET の料金等

JACIC NET 会員規約

第1章 総則

第1条 (会員規約)

本規約は、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」といいます。）がインターネットで提供する建設情報提供サービス（以下「JACIC NET」といいます。）を、第6条所定の会員（以下「会員」といいます。）が利用するについての一切の關係に適用します。

第2条 (目的)

JACIC NET は、建設事業の円滑な執行に資するため各種建設情報の提供を行うことを目的とします。

第3条 (本規約の範囲)

- 1 JACIC が JACIC NET を通じて随時会員に発表する諸規定についても本規約の一部を構成するものとします。
- 2 JACIC がホームページ上で提供する「サービス案内」コーナー等で規定する当該サービスの利用上の定めは、名目の如何にかかわらず本規約の一部を構成するものとします。

第4条 (本規約の変更)

- 1 JACIC は、運営上の必要に応じて本規約を随時変更することができるものとします。
- 2 前項の変更については、JACIC NET 上に1カ月表示した時点で、全ての会員が了承したものとみなします。

第5条 (JACIC からの通知)

- 1 前条の場合のほか、JACIC が必要と判断した場合には、JACIC は会員に対し随時運営上必要な事項を通知します。
- 2 前項の通知の内容は、JACIC NET 上に表示した時点で全ての会員が了承したものとみなします。

第2章 会員

第6条 (会員)

会員とは、本規約を承諾し、次条で定める利用契約手続きが完了した者をいいます。

第7条 (利用契約手続き)

- 1 利用契約の申し込みは、「JACIC NET 利用申し込み書」に必要事項を記入の上、JACIC 宛提出していただきます。
- 2 利用契約は、JACIC が前項に規定する申し込み書を受領し、必要な手続きを完了した日に成立します。
- 3 利用契約が成立したときは、JACIC はユーザ ID、パスワードを速やかに会員に送付します。
- 4 利用契約の有効期間は、入会した当該年度の末日までとしますが、期間満了の1カ月前までに、JACIC あるいは会員のいずれからも書面による解約の申し出がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、以後も同様とします。

第8条 (譲渡禁止)

会員は、JACIC NET の会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第9条（変更の届出）

- 1 会員は、住所、自動引き落とし口座番号その他届出内容に変更が生じた場合には、速やかに JACIC に変更の届出をするものとします。
- 2 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、JACIC は一切の責任を負いません。

第10条（解約）

- 1 会員が利用契約を解約しようとする時は、期間満了の1ヵ月前までに所定の方法により JACIC に申し出るものとし、次年度より解約となることとします。
- 2 会員が年度途中で解約しようとする時は JACIC に申し出るものとし、次月より解約となることとします。

第3章 会員の義務

第11条（ID 及びパスワードの管理責任）

- 1 会員は、会員の ID 及びパスワードの使用、変更及び管理について一切の責任を持つものとし、当該 ID 及びパスワードを使用する者に対して本規約を遵守するよう適切な方法をとるものとします。
- 2 会員の ID 及びパスワードが他の第三者に使用されたことによって当該会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無にかかわらず JACIC は一切の責任を負いません。また、当該 ID 及びパスワードによりなされた JACIC NET の利用は当該会員によりなされたものとみなし、当該会員は利用料金その他の債務の一切を負担するものとします。
- 3 会員が自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに JACIC に申し出、JACIC の指示に従うものとします。

第12条（私的利用の範囲を超える利用の禁止）

- 1 JACIC NET を通じて入手した情報は、会員の内部資料としての利用に限定します。
- 2 会員は、JACIC が承認した場合を除き JACIC NET を通じて入手したいかなる情報も、複製、販売、出版を行う等内部利用の範囲を超えて使用することはできません。
- 3 会員は、前項に反する行為を第三者にさせることはできません。

第13条（その他の禁止事項）

前条の他、会員は JACIC NET 上で以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪又は犯罪的行為に結びつく行為
- (3) 他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他の会員又は第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (5) 他の会員又は第三者の個人情報を侵害する行為
- (6) 他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為
- (7) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- (8) その他法令に反する行為
- (9) JACIC NET の運営を妨げ、あるいは JACIC の信頼を損なうような行為

第14条（設備等）

会員は、JACIC NET を利用するに際して、電話回線、機器・設備、その他必要なものを会員の負担において準備するものとし、また、JACIC NET のサービス提供に支障をきたさないようこれらの機器等を正常に稼働するよう維持するものとします。

第4章 利用料金

第15条 (JACIC NETの利用料金)

- 1 JACIC NETの利用料金は、申し込みの手引きの「利用料金」によるものとします。
- 2 利用料金等の変更については、事前に JACIC NET 又は JACIC が提供する他の方法を通じて発表します。
- 3 利用料金の支払いは、原則として自動口座振替（自動引き落とし）とします。

第16条 (決済)

JACIC は利用料金及びこれにかかる消費税相当額等を会員に請求し、会員は、この請求額を JACIC に支払うものとします。

第17条 (延滞利息)

- 1 会員が利用料金その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、JACIC は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年 2.7 パーセントの割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して請求することができるものとします。
- 2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

第5章 運営

第18条 (サービスの提供)

- 1 JACIC NET の提供区域は、日本国内とします。
- 2 JACIC NET は通年サービスを行いますが、年末年始等においては、サービスを停止する場合があります。
- 3 JACIC NET のサービス時間は、原則として 2:00~24:00 です。ただし、以下のいずれかが起こった場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に JACIC NET の提供を中断することがあります。
 - (1) JACIC NET のシステムの保守を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電等により JACIC NET の提供ができなくなった場合
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により JACIC NET の提供ができなくなった場合
 - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により JACIC NET の提供ができなくなった場合
 - (5) その他、運用上あるいは技術上 JACIC が JACIC NET の一時的な中断が必要と判断した場合
- 4 前項各号の事由その他の事由により JACIC NET の中断又は遅延等が発生したとしても、JACIC はこれに起因して会員又は第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

第19条 (JACIC NET の提供の中止)

- 1 JACIC は3カ月の予告期間をもって会員に通知の上 JACIC NET の提供を中止することができます。
- 2 前項の通知は JACIC NET 上又は JACIC が提供する他の方法で3カ月表示した時点で会員が了承したものとみなします。
- 3 JACIC は JACIC NET の提供中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第20条 (除名処分等)

- 1 会員が以下のいずれかの項目に該当する場合、JACIC は当該会員に事前に通知又は催告することなく除名処分とし、又は ID の使用を一時停止することができます。
 - (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 入力されている情報の改竄を行った場合

- (3) ID 又はパスワードを不正に使用した場合
 - (4) JACIC の運営を妨害した場合
 - (5) JACIC の利用料等、その他の債務の履行を遅滞し、又は支払いを拒否した場合
 - (6) 会員の指定した支払い口座の利用が停止させられた場合
 - (7) 会員に対する破産の申し立てがあった場合
 - (8) 本規約に違反した場合
 - (9) JACIC の名誉を著しく毀損した場合
 - (10) その他 JACIC が会員として不相当と判断した場合
- 2 前項の場合、会員は当該時点で発生している利用料等 JACIC に対して負担する一切の債務を一括して履行するものとします。
 - 3 本条第 1 項各号により JACIC が損害を被った場合、JACIC は除名処分又は ID 使用の一時停止の有無にかかわらず、被った損害の賠償を請求できるものとします。

第 6 章 サービス

第 2 1 条 (提供情報)

- 1 JACIC は、会員に対して建設関連の各種情報の提供を行うものとしますが、事前に JACIC NET 上で告知して、提供情報の変更、中断及び停止等を行うことがあります。
- 2 前項の停止等によって会員に損害が生じても JACIC は責任を負いません。

第 2 2 条 (その他のサービス)

本章に規定のないその他の JACIC NET 上のサービス利用については、「サービス案内」等に表示されたところによるものとします。

第 7 章 管轄裁判所

第 2 3 条 (管轄裁判所)

会員と JACIC の間の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

- 附則 本規約は、昭和 63 年 1 1 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 6 年 4 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 7 年 8 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 9 年 4 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 10 年 4 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 12 年 4 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 12 年 12 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 13 年 4 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 16 年 1 1 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 17 年 4 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 24 年 4 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 26 年 4 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 27 年 4 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 28 年 4 月 1 日から適用されます。
- 附則 本規約は、平成 29 年 4 月 1 日から適用されます。